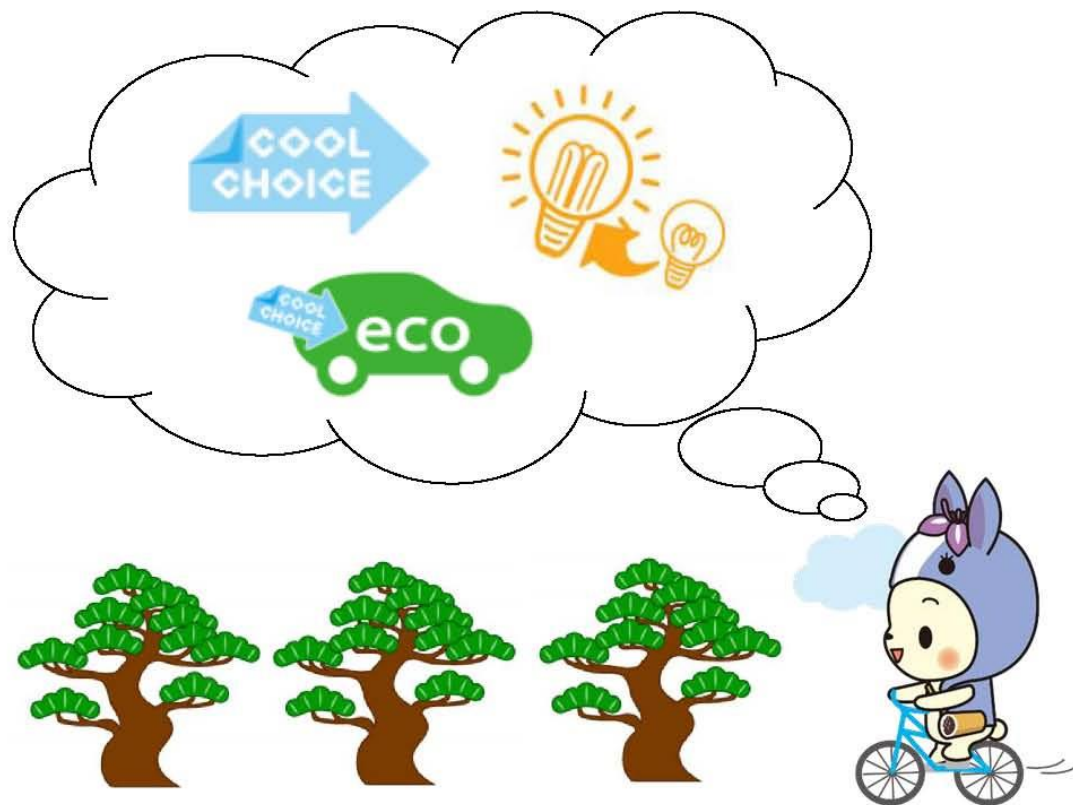


知立市エコプラン (改訂版)

Chiryu Eco Plan

～ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

【2020年度～2030年度】



令和2年3月

知 立 市

目 次

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の目的	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の対象範囲	2
5.1. 対象施設等	2
5.2. 対象ガス	2
5.3. 対象エネルギー	2
6. 目標数値	2
7. 計画の実施内容	6
7.1. 設備・機器の導入、更新等に関する取組	6
7.2. 設備・機器の保守・管理、運用改善に関する取組	6
7.3. 再生可能エネルギー等の活用に関する取組	8
8. 計画の実施体制及び管理・公表	9
8.1. 庁内の推進体制	9
8.2. 計画の進行管理	10
8.3. 計画の点検・評価、公表等の方法	11
8.4. その他の取組み	12

知立市エコプラン（改訂版）

1. 計画策定の背景と趣旨

近年の事業活動の拡大、複雑化により、私たちの生活様式も大きな変化を受け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が、環境への負荷を増大させた結果、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

とりわけ、地球温暖化は、将来の人類の生存基盤を脅かす問題として、未来の子どもたちに快適な自然環境を引継ぐため、喫緊の課題である。

国際的には、1997（平成9）年12月「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」にて温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、日本においても、この削減目標の達成に向けた「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」が1998（平成10）年4月に施行され、全ての地方公共団体は、自らの事務、事業に関し「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（以下「実行計画」という。）を策定することが義務付けられた。

また2015（平成27）年11月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では京都議定書の次の法的枠組みとなるパリ協定が採択され、後の2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスに関する削減目標（中期目標）として2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度比26.0%減の水準にすることが盛りこまれた。

なお同計画では、「産業部門」「家庭部門」などの部門ごとの削減目標が定められており、「業務その他部門」では2013（平成25）年度比約40%減という大幅な削減が求められている。さらに地方公共団体の役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」とされ、「自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施する」ことが示されている。

知立市においても、市職員自ら率先して環境に配慮した前向きな取組みを推進することにより、市民や事業者による自主的な取組みを推進するため、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として、2001（平成13）年7月に「知立市地球温暖化防止実行計画」（知立市職員環境保全行動計画）、2006（平成18）年4月に「知立市エコプラン」（知立市環境保全行動計画）を策定、2016（平成28）年4月に改訂し、温室効果ガスの削減に取り組んできた。

本計画では、国が示す削減目標と同等の削減目標を掲げ、市民や事業者、地域の模範となるよう、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの大幅な削減を目指し、カーボン・マネジメントの強化推進を図るため、実行計画（事務事業編）を改訂する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項の規定に基づく「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」であり、「知立市エコプラン（平成28～令和2年度）」（平成28年4月見直し改訂）の後継計画である。取組内容と目標達成に対する進捗管理を行い、自然的、社会的状況の変化も考慮し、目標や実施内容等を見直す必要があり、計画期間内での改定を行うものである。

また本計画は、これまで市が定める地球温暖化対策に関する計画と同様に、「知立市環境基本条例」（2007（平成19）年3月）の基本理念をもとに、「第2次知立市環境基本計画」（2018（平成30）年3月）における地球温暖化対策の施策や取組にかかる行動計画であるとともに、設備更新などを伴うも

のとして公共施設の管理等の方向性を示す「知立市公共施設等総合管理計画」(2017(平成29)年3月)などとも連携・整合を図る。

3. 計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づく実行計画として、知立市役所及び他の知立市施設において行う事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するための措置等、環境負荷低減に配慮した取組項目を定め、実行することを目的とする。また、この取組により国連が提唱する2030(令和12)年までの国際目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」への貢献を目指すとともに、公表を行うことにより、市民や事業者の温室効果ガス排出量の抑制に対する意識を高め、地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

4. 計画の期間

本計画は、2020(令和2)年度から2030(令和12)年度とする。

なお中期目標年度を知立市環境基本計画の中間検証年次である2024(令和6)年度とし、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられているため、長期目標年度を2030(令和12)年度とする。

5. 計画の対象範囲

5.1. 対象施設等

本計画は、全ての事務・事業をとり行う施設・設備を対象とするものであり、公用車のほか、指定管理者に管理運営を行わせている施設を含める。(別紙1参照)

5.2. 対象ガス

日本全体から排出される温対法第2条第3項で規定する7物質(二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の温室効果ガスのうち、90%以上を二酸化炭素が占めている。なお知立市においても、市の事務・事業から排出される二酸化炭素以外の物質の排出量は少ないことは確認されている。

また「第2次知立市環境基本計画」内の区域施策編では、二酸化炭素のみを温室効果ガスとして扱っており、本計画においても、区域施策編に準じて二酸化炭素のみを対象とする。

5.3. 対象エネルギー

本計画の対象エネルギーは、主に施設等で使用する電気及び燃料(重油、都市ガス、LPG、灯油)、公用車等で使用する電気及び燃料(ガソリン、軽油)とする。

6. 目標数値

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」における2030(令和12)年度目標に準じた2013(平成25)年度比40%削減を長期目標として設定し、目標値2,973(t-CO₂)を設定する。(削減量2,013(t-CO₂))

基準年度である 2013（平成 25）年度の排出量 4,986（t - CO₂）

2030（令和 12）年度の削減目標値 : 2,013（t - CO₂）… 基準年度比 約 40%削減
 排出量目標値 : 2,973（t-CO₂） 基準年度比 約 60%
 2024（令和 6）年度の中間削減目標値 : 824（t - CO₂）… 基準年度比 約 17%削減
 中間排出量目標値 : 4,162（t-CO₂） 基準年度比 約 83%

図 6-1 削減目標

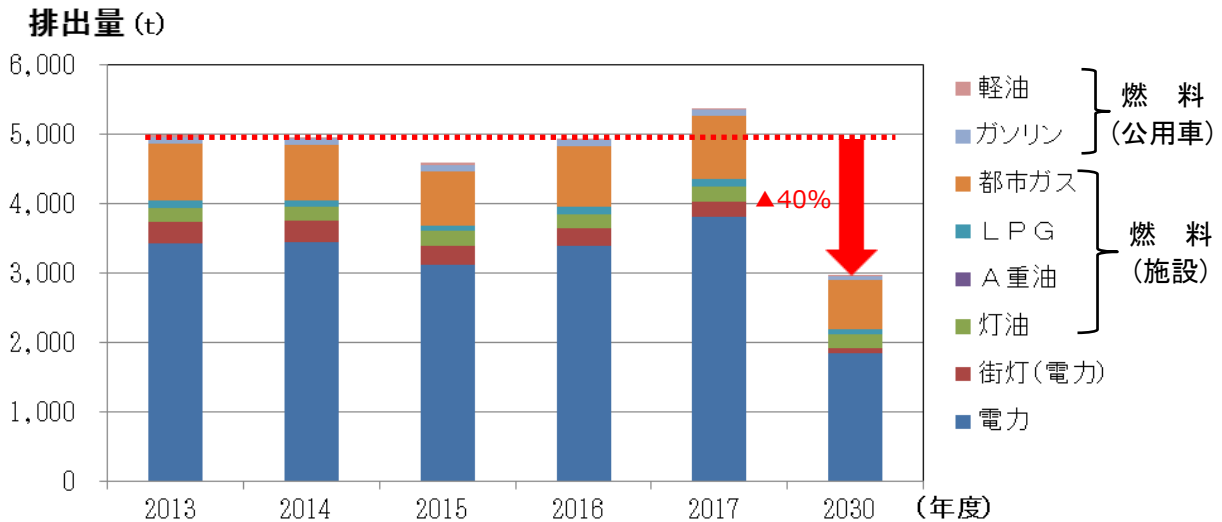


表 6-1 2024（令和6）年までににおける中期削減目標（基準年度比）出典：財務課

項目	取組内容	削減見込量	
		t-CO ₂	%
1) 2013（平成 25）年度～2018（平成 29）年度までの取組による削減量		-389	-7.8
2) 照明の LED 化及び空調の高効率化等による削減見込量		489	9.8
省エネ診断結果	市役所庁舎	144	2.9
	中央公民館	35	0.7
	文化会館	173	3.5
	市民体育館	85	1.7
	図書館	52	1.0
3) 道路照明等照明の LED 化（上記に含まれない）		250	5.0
4) エコ活動の推進等による削減見込み量		186	3.7
5) エコ活動の推進等による削減見込み量（公用車対策）		16	0.3
6) 電気の排出係数の低減（施設電力のみ対象計算） （電力の CO ₂ 排出係数が大手電力会社の自主目標値である 2030 年度 0.371(kg-CO ₂ /kWh)を達成した場合の半分程度を削減量として見込む）		272	5.5
合計		824	16.5
《参考》目標の達成に必要な削減量		1,994	40.0

※ここに示す取組は目標達成の手法を示すものであり、設備改修の実施が決定されたものではない。
 ※設備の導入・更新に当たっては、原則として環境省 L2-Tech リストより設備等を選定する。
 ※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

備考)

- 1) 2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度までの間に、削減した効果量を記載。
- 2) 省エネ診断の結果をもとに、大きなエネルギー削減効果が見込める設備更新を実施した場合の削減見込量を算定。
- 3) 道路灯や公園灯等でエネルギー削減効果が見込める設備更新を実施した場合の削減見込量を算定。
- 4) 施設管理者による設備の運転管理やチューニング、エコ活動の推進など、投資に頼らない運用対策、デマンド計導入の水平展開等、省エネ対策の実施と意識の向上により省エネを実施した場合の削減見込量を算定。
- 5) 公共交通機関の積極的な利用、エコドライブの実践といったエコ活動の推進、電気自動車などの低公害車、低燃費車の導入により公用車対策を実施した場合の削減見込量を算定。
- 6) 電力の CO₂ 排出係数が、大手電力会社の自主目標値である 2030(令和 12)年度 0.371(kg- CO₂/kWh)まで低減される見込みであることから、電力の CO₂ 排出係数が自主目標値を達成した場合の削減見込量の半分程度を記載。

表 6-2 2030(令和 12)年までにおける長期削減目標(基準年度比) 出典：財務課

項 目	削減見込量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
1) 2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度までの取組による削減量	-389	-7.8
2) 照明の LED 化及び空調の高効率化等による削減見込量	965	19.3
3) 道路照明等照明の LED 化(上記 2)に含まれないもの)	250	5.0
4) 施設の統廃合計画	309	6.2
5) エコ活動の推進等による削減見込み量	307	6.2
6) エコ活動の推進等による削減見込み量(公用車対策)	49	1.0
7) 電気の排出係数の低減(施設電力のみ対象計算) (電力の CO ₂ 排出係数が大手電力会社の自主目標値である 2030 年度 0.371(kg- CO ₂ /kWh)を達成した場合の削減見込み)	521	10.5
合 計	2,013	40.4
《参考》目標の達成に必要となる削減量	1,994	40.0

※ここに示す取組は目標達成の手法を示すものであり、施設の統廃合や設備改修の実施が決定されたものではない。

※設備の導入・更新に当たっては、原則として環境省 L2-Tech リストより設備等を選定する。

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

備考)

- 1) 2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度までの間に、削減した効果量を記載。
- 2) 省エネ診断の結果をもとに、設備更新を他の施設に水平展開した場合の削減見込量を算定。
- 3) 道路灯や公園灯等でエネルギー削減効果が見込める設備更新を実施した場合の削減見込量を算定。
- 4) 『知立市公共施設等総合管理計画』から削減量見込み量を算定。
- 5) 施設管理者による設備の運転管理やチューニング、エコ活動の推進など、投資に頼らない運用対策、デマンド計導入の水平展開等、省エネ対策の実施と意識の向上により省エネを実施した場合の削減見込量を算定(教育庶務課以外は 3%程度、教育庶務課については近年の増加した量を加えて見込む)。
- 6) 公共交通機関の積極的な利用、エコドライブの実践といったエコ活動の推進、電気自動車などの低公害車、低燃費車の導入により公用車対策を実施した場合の削減見込量を算定。
- 7) 電力の CO₂ 排出係数が、大手電力会社の自主目標値である 2030(令和 12)年度 0.371(kg- CO₂/kWh)まで低減される見込みであることから、電力の CO₂ 排出係数が自主目標値を達成した場合の削減見込量を算定。

また削減目標を達成するためには、各課及び各施設において身近な目標を設け、取組み成果を随時評価していくことが重要である。

市全体の削減目標とする削減量を配分し、表6-3に示すとおり、課ごとの目標排出量及び削減率を設定した。

表 6-3 各課における排出量及び削減率目標等（長期削減目標）出典：財務課

課分類	2013年度 (単位：t)	2017年度（実績）		2030年度（目標）		
		数 値 (単位：t)	削 減 率 基準年度比 (単位：%)	数 値 (単位：t)	削 減 率 基準年度比 (単位：%)	
協働推進課	6.1	5.8	4.4	3.2	47.6	
財務課	18.9	18.6	1.7	13.8	27.2	
総務課	409.9	470.0	-14.7	275.0	32.9	
税務課	2.0	1.8	9.6	1.3	36.7	
安心安全課	11.0	12.5	-14.0	9.1	17.2	
福祉課	1.1	0.9	20.1	0.6	44.0	
子ども課	328.7	358.5	-9.1	202.0	38.5	
長寿介護課	27.9	30.3	-8.5	23.2	16.9	
健康増進課	35.2	29.2	16.9	11.8	66.4	
市民課	171.0	175.7	-2.8	171.0	0.0	
経済課	14.2	11.7	17.5	6.1	56.9	
環境課	46.7	40.2	13.9	22.9	51.1	
土木課	69.3	65.2	5.9	29.1	57.9	
建築課	2.2	2.1	7.0	1.2	46.6	
都市計画課	54.3	42.4	21.9	22.1	59.3	
まちづくり課	0.9	0.8	16.0	0.5	41.2	
都市開発課	7.4	6.9	7.7	3.6	51.4	
水道課	881.8	930.2	-5.5	402.1	54.4	
下水道課	14.7	13.5	8.3	8.8	40.5	
教育庶務課	1325.0	1605.8	-21.2	993.0	25.1	
生涯学習スポーツ課	321.2	342.8	-6.7	154.3	52.0	
文化課	107.1	121.7	-13.7	54.7	48.9	
指 定 管 理 施 設	西丘コミュニティセンター	7.3	6.9	5.4	3.5	34.3
	文化会館	542.3	604.2	-11.4	371.8	31.4
	地域福祉センター	143.7	164.6	-14.5	81.4	43.4
	いきがいセンター	39.1	40.5	-3.6	18.5	52.7
	かとれあワークス	3.5	5.0	-43.7	2.5	27.2
	有料駐車場	68.3	46.3	32.1	18.1	73.5
上記に含まない街灯 (防犯灯・道路灯・公園灯等)	324.8	224.3	30.9	74.6	77.0	
計	4985.7	5374.9	-7.8	2972.6	40.4	

※ここに示す取組は目標達成の手法を示すものであり、設備改修の実施が決定されたものではない。

※設備の導入・更新に当たっては、原則として環境省 L2-Tech リストより設備等を選定する。

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

※施設・公用車の所管課変更が生じた場合、課ごとの目標値も変更が生じる。

7. 計画の実施内容

削減目標に向けて以下の取組を行う。

(1) 設備更新によるエネルギー効率の向上

設備更新により電気使用量及び燃料使用量などを削減し、エネルギー効率の向上を目指す。

(2) 運用改善による省エネの推進

設備更新によるエネルギー削減とともに、全職員が高い節電意識・省エネ意識を共有し、「エネルギー管理標準」などルールに基づき、省エネ行動することで日々の運用改善を目指す。

(3) 再生可能エネルギー等の活用

再生可能エネルギー設備の導入等を検討し、エネルギーの効率活用を目指す。

7.1. 設備・機器の導入、更新等に関する取組

知立市では、温室効果ガス排出量の削減に効果的な対策として、施設統合、設備更新によるエネルギー効率の向上を位置づけている。また公共施設等の整備又は改修にあたっては、新エネルギーや省エネルギー機器の導入を計画的に推進している。

本計画では取組みに沿って温室効果ガス排出削減対策を推進することで、2030（令和12）年度までに基準年度から 2,013（t-CO₂）（基準年度における総排出量の40%相当、電力使用等に伴う温室効果ガス排出係数の低減を含む）の削減を目指す。

表 7-1 設備更新によるエネルギー効率向上の取り組み内容

公共施設等の整備又は改修については、高効率の空調・照明システムを採用する。また公用車の購入又は買換えにあたっては、次世代自動車を優先的に選択する。

【具体的な対策内容】

- ・ 既設照明器具を LED に変更
- ・ 空調機器やボイラーを高効率型に更新
- ・ OA 機器を導入時又は更新時には高度な省エネ機器を選択
- ・ デマンド監視制御装置の導入
- ・ 遮熱カーテンや複層ガラスの導入

7.2. 設備・機器の保守・管理、運用改善に関する取組

運用改善は、設備更新と合わせて温室効果ガス排出削減の主軸となる対策である。

全職員が高い省エネ意識を共有して「エネルギー管理標準」などに基づいて積極的に行動することで、2030（令和12）年度において 307（t-CO₂）（基準年度における総排出量の6.2%相当）の削減を目指す。

表 7-2 具体的な運用改善施策

区分	具体的な項目
公用車	○公用車の使用を控え、徒歩又は自転車の利用に努める。 (近距離(概ね1 km 圏内)は自転車や徒歩での移動を心がける。)
	○車両燃料の使用量削減を図るためエコドライブによる運転に努める (急発進、急加速、空吹きなどを抑制し、エコドライブを心がける。) (駐停車時のアイドリングストップを徹底する。)
	○燃料消費量や走行距離を記録整理し、適正運行に努める。 (定期的に車両ごとの燃費(走行量÷燃料使用量)を確認する。)
	○夏は窓を開けるなど、カーエアコンの使用を控える。
	○給油時はタイヤ空気圧を点検する。
	○不要な積載物等があれば降ろす。
	○公用車の乗り合わせに努める。
照明設備	○適宜点灯、消灯及び調光を行い、過剰又は不要な照明をなくす。
	○始業前の照明は、午前8時20分以降に点灯し、昼休み等は必要最低限の照明を除いて消灯するよう努める。(業務エリアを除いて昼休みの全消灯を徹底する。)
	○時間外勤務時は業務に支障のない照明を消灯する。(原則エレベーター前や通路は消灯し、使用時のみ点灯する。)
	○利用頻度の少ない照明器具は間引きをする。
	○晴天時はブラインドを上げ、できる限り照明に頼らないように自然光を採り入れる。
	○屋外照明は、安全の確保に支障のない範囲でライトダウンする。
	○照明器具及び光源の清掃をする。
事務用機器	○パソコン、プリンターや付属機器は不使用時に電源を切る。
	○昼休み中や離席の際はパソコンをスリープ状態等にする。(長時間の場合はシャットダウンする。)
	○複写機は節電モードを活用し、不使用時は主電源を切る。
	○PCは使用に支障のない範囲で輝度を40%まで下げる。
	○低電力モード機能があるOA機器、電気製品は同モードを設定する。
	○未使用時の電気製品はコンセントを抜く。
空調機	○エアコンの設定温度は夏期の冷房は室温28℃、冬期の暖房は室温20℃を目安とし、各施設で貼り紙等により周知する。
	○稼働時間は施設ごとに定め、基本としては始業15分前から終業時までとする。
	○エアコンのフィルター等を定期的に点検・清掃し、性能が低下しないよう努める。
空調・換気	○カーテンやブラインド等を利用して、効率的な室温管理に努める。
	○空調のフィルターは夏・冬それぞれ使用前に掃除する。
	○クールビズ・ウォームビズに取り組み、夏季はノーネクタイやノー上着など“涼しげな軽装”で、冬季は“寒いときは着る・暖房に頼らない”自分の体感に合わせた働きやすい服装で執務を行う。
エレベーター	○エレベーターの使用を控え、荷物搬送等を伴わない移動は階段の利用に努める。
その他	○電気ポットの使用は必要最小限とし、保温は魔法瓶等を活用する。
	○便座ヒーターは、夏季は電源を切り、冬は保温のため使用後は蓋を閉める。
	○ポスター等にて省エネ活動を周知し、施設利用者にも理解を求める。

7.3. 再生可能エネルギー等の活用に関する取組

現時点では具体的な導入計画が未定のものも含め、今後より積極的な導入が求められる再生可能エネルギー等の活用について、以下に取り組みの方向性を示す。

表 7-3 再生可能エネルギー等の活用の方向性

区分	活用の方向性
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光及び太陽熱の導入ポテンシャルが高く、市有施設では学校を中心に屋根貸しによる太陽光発電設備の導入が進んでいる。特に小中学校に設置されている太陽光発電では、単に発電だけでなく、環境学習の一環への活用や、災害時の非常電源としての活用を想定している。 ・ 太陽光発電については、設置費用の低減や発電効率の向上を図るため、今後は学校以外の公共施設への導入も検討したうえ、市民や事業者への啓発効果を高める。 ・ 将来的には太陽光発電で得られた電力を弾力的に運用（余剰電力の蓄電あるいは隣接する公共施設への電力融通）するなど効率的な電力消費を検討していく。
新電力会社の活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設において新電力会社（PPS）からの電力調達が可能となったため、入札等による調達を進める。なお調達の際には、環境に配慮する評価も採用している。 ・ エネルギーを多く消費する施設については、今後積極的に省エネ診断や ESCO 事業の活用を検討する。 <p>※ESCO 事業とは、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果（メリット）の一部を事業者が報酬として受取るもの。</p>

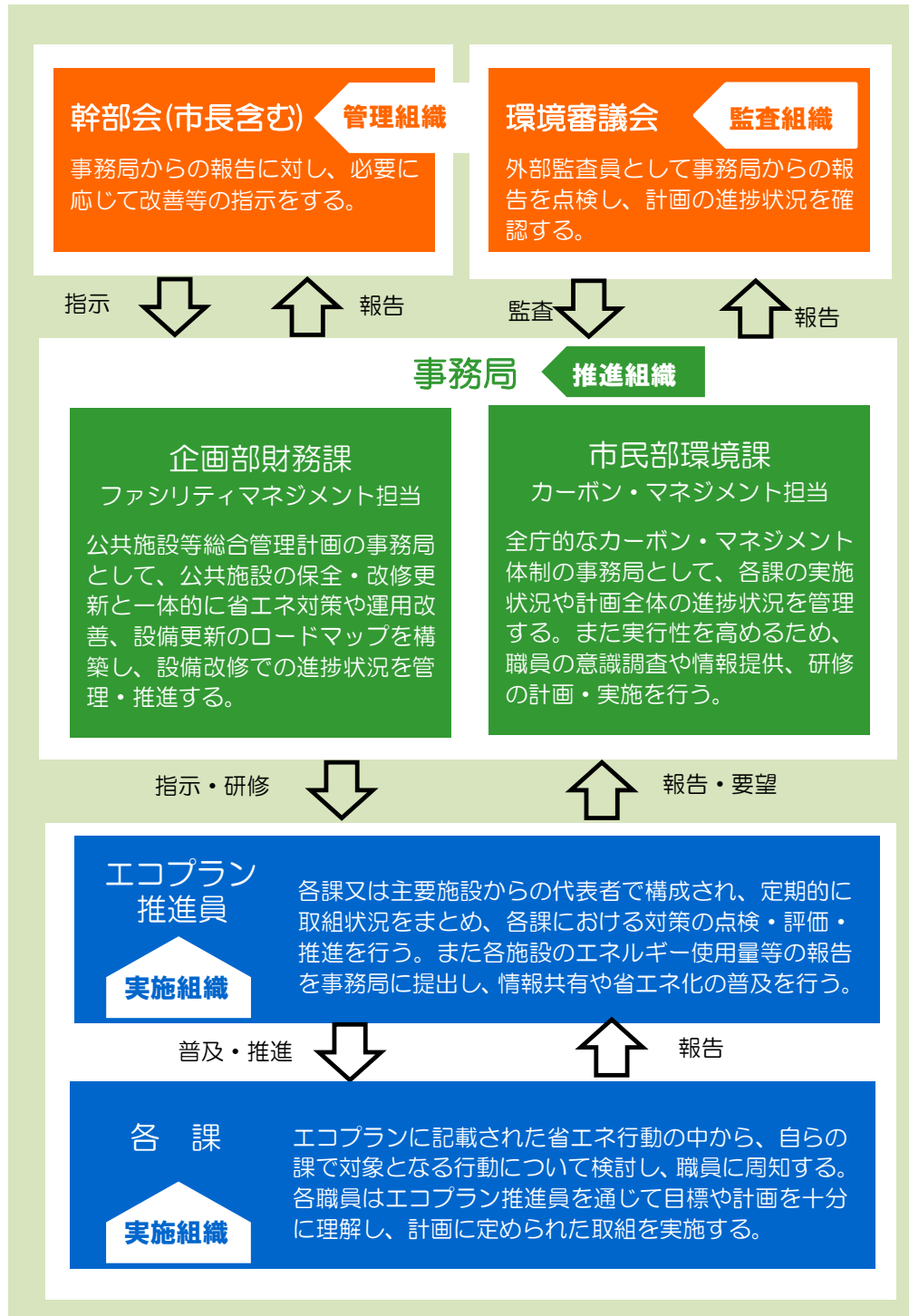
8. 計画の実施体制及び管理・公表

本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、関連する組織などと協働体制をより充実させ、取り組むことが必要である。

8.1. 庁内の推進体制

本計画を効果的に推進するためには、定期的な進行状況のチェック及び評価など、役割が明確な体制を構築する必要がある。本市ではこれまでエコプランにおいて推進体制を構築し、計画を推進してきた。本計画においてもこれまでの体制を基本として更なる温室効果ガス削減に取り組む。

図 8-1 推進体制イメージ図



8.2. 計画の進行管理

進捗管理は、マネジメントの基本的な手法である PDCA サイクル※〔計画(Plan)⇒実行(Do)⇒点検・評価(Check)⇒改善(Act)〕に従って行う(図 8-2 参照)。

また本計画(事務事業編)のPDCAサイクルについては、2024(令和6)年度の中期削減目標達成状況なども踏まえ、見直し・改定を行う(表 8-1 参照)。

※PDCA サイクルとは
〔計画(Plan)⇒実行(Do)⇒点検・評価(Check)⇒改善(Act)〕の4段階を繰り返すことによって、業務・事業を継続的に改善する手法である。

図 8-2 PDCA サイクルによる進捗管理イメージ図

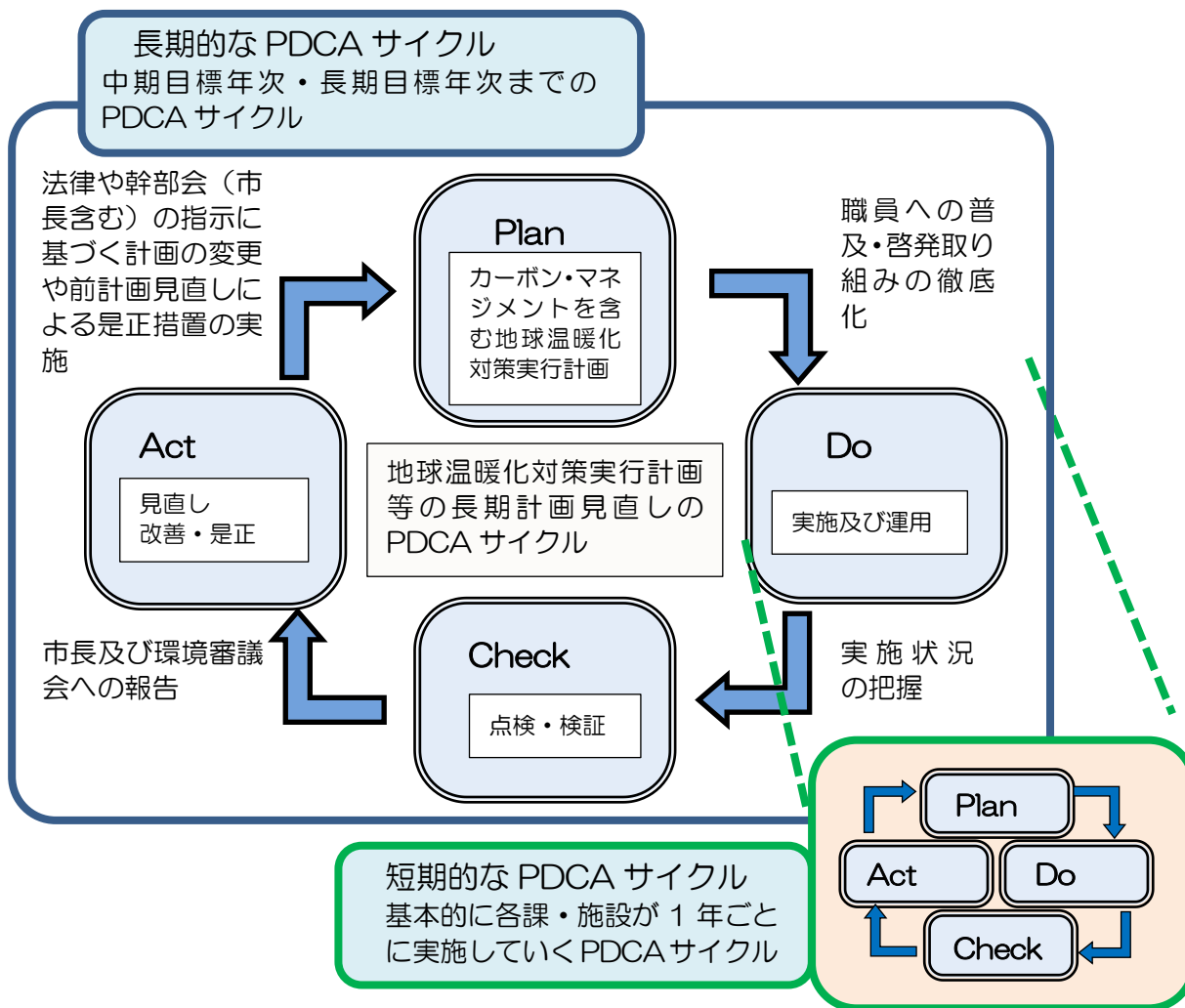


表 8-1 知立市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)のPDCAサイクル

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
事務事業編	CA		PDCA					PDCA					中間目標
	基準年度												

8.3. 計画の点検・評価、公表等の方法

エネルギー使用の実績は、半期毎に各部署のエコプラン推進員が事務局に報告する。(なおその際に、前月や前年同月と比較して明らかに数値が異なるものや差異が大きいものについては、エコプラン推進員が原因を調査し、理由を明らかにする。

◆温室効果ガス排出量算定システムの活用

各課または施設ごとに電気や燃料等のデータを温室効果ガス排出量算定システムに入力し、半年ごとの集計により部局別・公共施設分類別等の個別管理を行う。

温室効果ガス排出量算定システムにより、月々の使用量の変動や前年度との比較等、温室効果ガス排出量の「見える化」で状況を把握する。温室効果ガス排出量の把握により各課または施設ごとに目標管理を行う。

また、エコプラン期間中における見直しや改定を行う検討資料として活用する。

事務局は、各部署からの報告を年度ごとにとりまとめ、幹部会及び環境審議会に報告する。

幹部会は報告された実績を点検・確認し、必要に応じて事務局を通じて指示を行う。

また環境審議会は実績の点検とともに、本計画の進捗状況と照らし合わせて、目標の達成に向けた助言・指導を行う。

本計画の内容及び計画の進捗状況は、毎年、市ホームページなどを通じて公表する。

図 8-3 現在のエコプラン公表イメージ図

(例) <https://www.city.chiryu.aichi.jp/kurashi/kankyo/5/1/1451814826747.html>

知立市エコプラン (知立市環境保全行動計画)

2011年3月11日の東日本大震災により、原発事故が発生し、エネルギー危機、特に電力不足について深刻な問題となり、より一層の省エネに加え、創エネやエネルギー供給構造の転換が求められるようになってきました。そして、2015年12月には、2030年を目標年に温室効果ガスを2013年比で26%削減するという「パリ協定」が採択されました。知立市においても、市職員自ら率先して環境に配慮した前向きな取組みを「知立市エコプラン」(知立市環境保全行動計画)に基づき実施しています。

知立市エコプラン概要

 [エコプラン \(平成28年度～平成32年度\) \(PDF : 490KB\)](#)

 [別紙1、2 \(PDF : 151.8KB\)](#)



《現在の公表情報》

中期目標年次には、取組みの実施状況と目標の達成度を比較し、双方が連動していない場合には、目標項目そのものを見直すことも検討する。加えて計画策定の前提となった自然的、社会的状況が大きく変化した場合は、計画期間内であっても随時、必要に応じて削減目標等の見直しを行うものとする。

8.4. その他の取組

◆職員意識の啓発・研修等の実施

本計画の取組について、庁内の行政情報ネットワーク等による情報伝達や関連する研修等を定期的に行うことにより、継続的な職員の意識啓発や主体的な取組効果の検討、積極的な実践を目指す。

◆関係団体への協力要請

施設管理受託者及び指定管理者等についても、本計画に基づく地球温暖化対策に取り組むことができるような情報の発信（運用改善事例の水平展開等）と共有を図る。

なお指定管理者等に対しては、エコプランに基づき、可能な限り温室効果ガスの排出削減の措置を講じるよう要請するとともに、今後の協定締結時等に、エコプランの遵守に関する事項を追加する。

◆COOL CHOICE(クールチョイス)の推進

「COOL CHOICE（賢い選択）」は、わが国が地球温暖化対策計画等で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を行う国民運動のことである。

本市では、2016（平成28）年7月に「COOL CHOICE」に賛同しており、本計画においても「COOL CHOICE」に示された取組を進め、地球温暖化対策の推進を図る。

別紙 1

カーボンマネジメント対象施設一覧（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	NO	施設等名	所管課名	区分	NO	施設等名	所管課名	
市役所	1	本庁舎等	総務課	社会教育施設等	35	中央公民館	生涯学習スポーツ課	
保育園	2	知立保育園	子ども課	36	猿渡公民館			
	3	来迎寺保育園		37	野外センター			
	4	上重原保育園		38	市民体育館			
	5	知立南保育園		39	昭和グラウンド等体育施設			
	6	逢妻保育園		40	図書館			文化課
	7	高根保育園		41	歴史民俗資料館	学校教育課 教育庶務課		
	8	新林保育園		42	来迎寺小学校放課後子ども教室			
	9	八橋保育園		43	学校給食センター			
	10	宝保育園		保健福祉施設等	44	保健センター		健康増進課
	11	上重原西保育園			45	老人福祉センター		長寿介護課
	児童センター等	12			来迎寺児童センター	46		身体障害者福祉センター
13		昭和児童センター	47		昭和老人憩いの家	長寿介護課		
14		西児童センター	48		西丘文化センター	協働推進課		
15		花山児童センター	49		いきがいセンター	長寿介護課		
16		南児童センター	50		地域福祉センター	長寿介護課		
17		猿渡児童クラブ	51		かどあわワークス	福祉課		
18		八ツ田児童クラブ	市民文化施設等		52	知立文化広場	生涯学習スポーツ課	
19		西児童クラブ	53		西丘コミュニティセンター	協働推進課		
20		花山児童クラブ	54		もやいこハウス(多文化共生センター)	協働推進課		
21		来迎寺児童クラブ	55	もやいこハウス(多文化交流センター)	文化課			
22		中央子育て支援センター	56	文化会館				
23		来迎寺子育て支援センター	その他	57	逢妻浄苑	市民課		
24		南子育て支援センター	58	消防団第1分団詰所	安心安全課			
小学校		25	知立小学校	59		消防団第2分団詰所		
	26	猿渡小学校	60	消防団第3分団詰所				
	27	来迎寺小学校	61	消防団第4分団詰所				
	28	知立東小学校	62	同報無線設備等				
	29	知立西小学校	63	不燃物処理場	環境課			
	30	八ツ田小学校	64	月極駐車場	土木課			
	31	知立南小学校	65	有料駐車場	土木課			
中学校	32	知立中学校	66	市営住宅等	建築課			
	33	竜北中学校	67	都市計画公園	都市計画課			
	34	知立南中学校	68	八橋史跡保存館	経済課			
			69	観光交流センター				
			70	八橋かきつばた園等観光施設				
			71	市街地整備事務所	都市開発課			
			72	浄水管理事務所	水道課			
			73	八橋配水場				
			74	西町配水場				
			75	落合ポンプ場	下水道課			
			76	公用車	財務課、各課			
			77	道路照明等※現行エコプランで対象外の照明も含む	安心安全課、土木課、都市計画課			

※網掛け施設は指定管理施設である。